

千葉県告示第766号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当する機関を次のとおり指定したので、生活保護法第55条の3の規定により告示します。

令和5年9月14日

千葉市長 神谷俊一

名 称	所 在 地	指定年月日
(診療所)		
医療法人社団賢仁会 みはま在宅クリニック	千葉市美浜区真砂3-13-4 美浜ウイング3階	令和5年8月1日
(歯科)		
医療法人社団桜和会 あすか歯科クリニック	千葉市稲毛区稲毛東5-1-4 斉藤ビル1階	令和5年8月1日
医療法人社団鈴蘭会 千葉総合歯科稲毛 矯正歯科	千葉市稲毛区小仲台2-5-3 稲栄ビル1階・5階・6階・7階	令和5年8月1日
(薬局)		
ライクス薬局 千葉	千葉市中央区新町3-7 高山ビル5階	令和5年8月1日
(訪問看護)		
そらのいろ訪問看護ステーション 千葉中央	千葉市中央区亥鼻1-7-10 サンフラット亥鼻302	令和5年7月1日
訪問看護ステーション ゆめ	千葉市花見川区畑町759 フォレストビル102	令和5年9月1日
訪問看護ステーション 「さくら咲くはなみがわ」	千葉市花見川区畑町865 メゾン中台102	令和5年9月1日
訪問看護ステーションこもれび	千葉市若葉区大宮台4-5-11	令和5年9月1日